小布施町結婚新生活支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、結婚に伴う新生活を経済的に支援することにより、地域における少子化対策に資することを目的として、新婚世帯を対象に、住居費及び引越費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、小布施町補助金等交付規則（昭和46年小布施町規則第６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１)　新婚世帯　令和６年１月１日から令和７年３月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。

（２)　住居費　結婚を機に新たに物件を購入、賃貸又はリフォームする際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料及びリフォーム費用をいう。ただし、賃料については、勤務先から住宅手当等が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。

（３）　引越費用　引越業者又は運送業者への支払いその他の引越に係る実費をいう。

（４）　貸与型奨学金　公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

　（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１)　世帯の所得（申請時に取得できる最新の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。

（２)　対象となる住居が小布施町内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住居の住所になっていること。

（３)　他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。

（４)　婚姻届提出時点で夫婦共に39歳以下であること。

（５)　過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

（６)　町税（本町に転入した場合にあっては、転入前の市区町村税を含む）及び使用料等の滞納がないこと。

（７)　小布施町移住促進補助金、小布施町UIJターン地域の担い手育成支援助成金、小布施町子育て応援三世代住宅整備助成金又は小布施町子育て応援住宅新築助成金を受けていないこと。

（８) その他国の令和６年度地域少子化対策重点推進事業実施要領と適合すること。

（補助金の交付額）

第４条　補助金の交付額は、支払った住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、夫婦ともに29歳以下の世帯は１世帯あたり60万円、それ以外の世帯は１世帯あたり30万円を上限額とする。

２　前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

３　第１項に規定する対象経費の対象期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする。

　（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小布施町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、当町の公簿により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（１)　婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

（２)　所得証明書

（３)　物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）

（４)　物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸の場合）

（５)　住宅手当支給証明書（様式第２号）（住居費における賃貸借の場合）

（６)　リフォームに係る契約書及び領収書の写し（リフォーム費用の場合）

（７)　引越に係る領収書の写し（引越費用の場合）

（８)　前号にかかるもののほか、町長が必要と認める書類

２　前項に規定する申請書の提出は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に行われなければならない。

３　前年度に交付を受けた補助金の額が上限額に達しない者は翌年度まで継続して交付申請できるものとする。ただし、翌年度に継続して交付申請する場合は、前年度の補助対象経費の費目及び補助上限額を適用する。また前年度の補助上限額から前年度に交付を受けた補助金の額を差し引いた額とする。

　（補助金の交付決定）

第６条　町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、要件に適合していると認めたときは、小布施町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第３号）により当該申請者に通知するものとする。

２　前条により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに小布施町結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第４号）に、前条第１項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

３　町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、小布施町結婚新生活支援補助金変更決定通知書（様式第５号）により補助対象者に通知するものとする。

　（補助金の請求及び交付）

第７条　補助対象者は前条第１項又は前条第３項の規定による通知を受けたときは、速やかに小布施町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

　（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

　　　附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

　　附 則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。